

全小理の開催候補地決めにおける約束事について

①毎年第1回理事会で、新規に1開催候補地を決定する。

(→開催候補地の承認をする。)

②開催を希望する都道府県は、第1回理事会終了後より第2回理事会開催時まで、会長および事務局長に大会の概要案を提出して申し出る。

③会長および事務局長は第2回理事会終了後より、次年度の第1回理事会開催時まで、大会の概要案及び④⑤の項目をもとに開催候補地を選出する。

④開催候補地は初めてのところを優先とし、次に前回の開催から年数の経っている順とする。

⑤10年に一度、事務局を置く東京で開催する。

⑥本約束事については、平成27年度の全小理第1回理事会にて承認され、平成27年6月27日より発効された。

以 上